

水質汚濁防止法

【法律ができた背景と法律の概要】

1878年の足尾銅山鉱毒事件(栃木県渡良瀬川上流の足尾銅山から出る銅を含む排水により、下流の魚や農地に被害)をかきわきりに、日本における水質汚濁が問題となりました。1958年の東京・江戸川のパルプ工場の排水による水産物の被害では、紛争が発生したことを契機に「公共用水域の水質保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」が制定されました。

1953～60年ごろには水俣病(熊本県水俣湾・新潟県阿賀野川上流の工場から排出されるメタル水銀によるもの)、1968年にはイタイイタイ病(富山県神通川上流の神岡鉱山から排出された水に含まれるカドミウムが原因)等、ついに人体に被害が発生する大きな問題となりました。

その他、1963年には異臭魚問題(四日市市の工場排水によるもの)、1965年には浦港ヘドロ事件(静岡県田子の工場排水に含まれるスラッジ等によるもの)が発生し、問題となりました。

このような状況を背景に、「水質汚濁防止法」は、1970年に制定されました。

この法律は、工場や事業場から公共用水域(河川、湖沼等とこれに接続する水路)に排出される水の排出、地下に浸透する水の浸透を規制することと、生活排水対策の実施を推進することによって、水質汚濁の防止を図ることを目的としています。

【適用対象】

- **特定施設**(注1)があり、公共用水域に水を排出する事業場
- **有害物質**(注2)を製造・使用・処理する特定施設から污水等(これを処理したものも含みます)を地下に浸透させる事業場
- **貯油施設等**(注3)を設置する事業場から事故等により油を含んだ水を排出する事業場

【法律規制事項】

(1) 特定施設の届出

特定施設を設置する場合は、必要な『届出内容』を都道府県知事に指定様式にて届け出なければなりません。また、届出内容に変更がある場合も同様に届け出が必要です。

設置届、変更届が受理された日から60日以降でなければ、施設の設置や変更はできません。

『届出内容』

- 氏名(代表者)又は名称及び住所
- 工場又は事業場の名称及び所在地

- 特定施設の種類
- 特定施設の構造
- 特定施設の使用方式
- 汚水等の処理の方法
- 排出水の汚染状態及び量
- 排出水に係る用水及び排水の系統

(2) 測定及び記録

公共用水域への排水、地下へ浸透させる汚水は、その汚染状態を測定し、指定様式に記録したものを 3 年間保存しなければなりません。

総量規制基準適用の指定地域(※注 4)内事業場の場合は、更に汚濁負荷(化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量)を測定しなければなりません。※排水量により、測定頻度が異なります。また、あらかじめ汚濁負荷の測定手法を指定様式にて都道府県知事に届け出しておかなければなりません。※測定手法を変更する場合も届出が必要です。

(3) 排出方法の適切化

排出口の位置等、排出方法を適切にしなければなりません。

(4) 排水基準の遵守

- **排水に含まれる有害物質の含有率についての基準**(全国一律)(※注 5)
- 排水の生活環境項目についての基準
※ただし、**1日平均排水量が 50m³以上の事業場**のみ適用されます(※注 6)。
- 汚濁負荷についての基準
※ただし、総量規制基準適用の指定地域にある事業場のみ適用されます。都道府県によって規制基準が異なります。
- 地下浸透水についての基準: 有害物質を含む(検出される)水の地下への浸透は禁止されています。
※その他、都道府県によって上乗せ基準(国が定める一律基準より厳しい許容限度とする基準)や、その他の条例で、一律基準以外の項目や特定施設のない事業場に対して規制を定めていることがあります。

(5) 事故時の措置

施設の破損その他の事故が発生し、有害物質または油を含む水が公共用水域に排出されるか地下に浸透した時には、応急措置を講ずるとともに都道府県に届け出なければなりません。

(6) 公害防止管理者等の選任

事業場が**特定工場**(注7)の場合、公害防止管理者、公害防止主任管理者、公害防止統括者を選任し、都道府県知事に届け出なければなりません。

(7) 汚染地下水の浄化命令

特定事業場からの有害物質の地下浸透があり、人の健康に被害が生じ、又はおそれがあると都道府県知事が認めた時は設置者に地下水浄化を命ずることができます。

注1【特定施設とは】

有害物質を含む污水や廃液を排出する施設、その他生活環境に被害を生ずるおそれがある污水や廃液を排出する施設をいいます。具体的には、水質汚濁防止法施行令 別表第一に示されています。その一部を挙げると以下のものがあります。

- ・ ガラスまたはガラス製品の製造用・研磨洗浄施設・廃ガラス洗浄施設
- ・ 水道施設の沈殿施設・濾過施設
- ・ 酸またはアルカリによる表面処理施設
- ・ 電気めっき施設
- ・ 飲食店用厨房施設(総床面積 420m² 以上のもの)
- ・ 自動式車両洗浄施設
- ・ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンによる洗浄装置
- ・ し尿処理施設(処理対象人員 501 人以上のもの) 等

注2【有害物質とは】

この法律でいう有害物質とは、以下のものをいいます(水質汚濁防止法施行令第2条より抜粋)。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1,2-ジクロロエタン
- (14) 1,1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1,2-ジクロロエチレン
- (16) 1,1,1-トリクロロエタン
- (17) 1,1,2-トリクロロエタン
- (18) 1,3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

注 3【貯油施設とは】

次に掲げる施設であって、特定施設以外のものをいいます(水質汚濁防止法施工令第 3 条の 4 より抜粋)。

- ・以下の油を貯蔵する貯油施設
- ・以下の油を含む水を処理する油水分離施設

- (1) 原油
 - (2) 重油
 - (3) 潤滑油
 - (4) 軽油
 - (5) 灯油
 - (6) 揮発油
 - (7) 動植物油
-

注 4【総量規制基準適用の指定地域とは】

人口や産業が集中し汚濁が著しい閉鎖的な海域では、工場排水や生活排水は濃度基準による排水規制に加え、汚濁負荷量(排水濃度×排水量)による総量規制が適用されています。現在は、平成 13 年度に策定された第 5 次水質総量規制が実施されています(第 6 次水質総量規制は、平成 19 年 9 月 1 日以降に新設した事業場あるいは特定施設を増設した場合から適用されます。既設事業場については、平成 21 年 4 月 1 日より施行されます。)

(1) 対象海域(都府県)

東京湾：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県

伊勢湾：愛知県、岐阜県、三重県

瀬戸内海：奈良県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

(2) 汚濁負荷量の測定回数

日平均排水量 400m³ 以上 = 排水の期間中毎日

日平均排水量 200～400m³ = 排水の期間中 7 日毎

日平均排水量 100～200m³ = 排水の期間中 14 日毎

日平均排水量 50～100m³ = 排水の期間中 30 日毎

(水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号より抜粋)

(3) 汚濁負荷量の測定方法

「汚濁負荷量の測定方法」参照

以下より抜粋：

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法：昭和五十四年五月十六日 環境庁告示第二十号

窒素：平成 13 年環境省告示第七十七号

りん：平成 13 年環境省告示第七十八号

注 5【排水水に含まれる有害物質の含有率についての基準】

全国一律基準です。

「排水水に含まれる有害物質の含有率についての基準：排水基準(1)」参照

(排水基準を定める省令 別表第一より抜粋)

注 6【排水の生活環境項目についての基準】

1 日平均排水が 50m³ 以上の事業場のみ適用されます。

「排水の生活環境項目についての基準：排水基準(2)」参照
(排水基準を定める省令 別表第二より抜粋)

注 7【特定工場とは】

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業でかつ、次のいずれかに該当する工場をいいます。

- (1) 汚水等排出施設を設置している工場で、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第 3 条に定める施設がある場合
- (2) 又は(1)以外の工場で 1 日平均排出量が 1,000m³/日 以上の場合

ただし、常時使用する従業員の数が 20 人以下の小規模事業者を除きます。